

第2章 いじめ問題について

1 いじめの定義

文部科学省では、児童・生徒がいじめを受けたことを原因に自ら命を絶った事案を受け、平成18年度に今までのいじめの定義を見直した。

また、平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成25年5月16日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼）から、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記した。（破線内を追加）

さらに、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の見直しが行われた。

【これまでの定義】

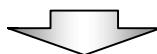
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。



平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」

いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

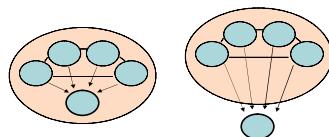
4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの構造

●小集団と大集団

小集団

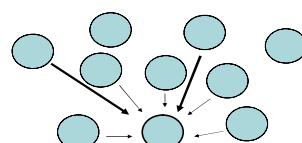
いじめている側は小集団に所属している。いじめられている側は一人であり、同じ集団に所属している場合と小集団外にいる場合がある。



特に小集団内のいじめの場合、いじめられている子供は、自分の仲間からいじめられたことの打撃が大きい。一見逃げられそうだが、集団がもつ閉塞性から、逃げられない状況がある。

大集団

いじめている側が多数であり、学級の大半や学年にも及ぶ。周囲でいじめを見て容認している子供を含む。



大集団におけるいじめは、大勢の周囲にいる子供を巻き込む。いじめられている子供にとっては、自分のいる場を失い、絶望感や無力感が生じやすい。

●四層（重層）構造

<いじめは基本的人権の侵害>

仲間はずし、身体への攻撃、嫌がることをする（させる）など、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより精神的な苦痛を感じるものがいじめである。いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権問題である。

傍観者がいじめを助長している

- A : いじめられている幼児・児童・生徒(主に一人)
- B : いじめている幼児・児童・生徒(複数が多い)
- C : 実際には手出しあはないが、見てはやし立てる幼児・児童・生徒
- D : 「関わりたくない」「仕返しが怖い」などの理由で、見て見ぬふりする幼児・児童・生徒

CやDの立場の幼児・児童・生徒がいじめを助長している。

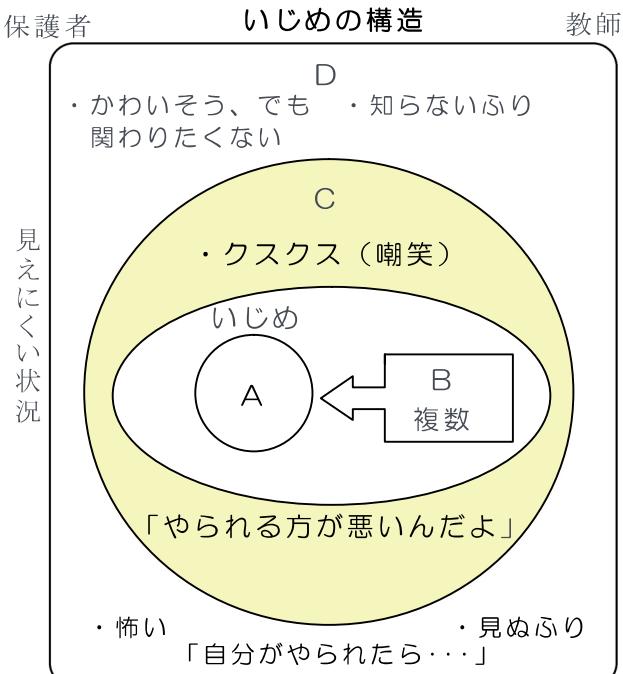
この立場の幼児・児童・生徒もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切である。

保護者

いじめの構造

教師

見えにくい状況



地域の人々

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応のためには、幼児・児童・生徒が発するサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に幼児・児童・生徒理解を深めることが大切である。いじめの発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見、③他からの情報提供に大別される。



いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- けがの原因を曖昧にする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- よくけんかが起こる。
- 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞いたりすると嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師に関わろうとせず、避けようとする。

4 いじめ防止対策推進法について

「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）（平成25年6月28日付25文科初第430号）」
別添1 「いじめ防止対策推進法（概要）」

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。

- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

- 3 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

5 いじめの防止等のための基本的な方針について

いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（中略）

第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策（より一部抜粋）

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる（別添 2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照）。

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

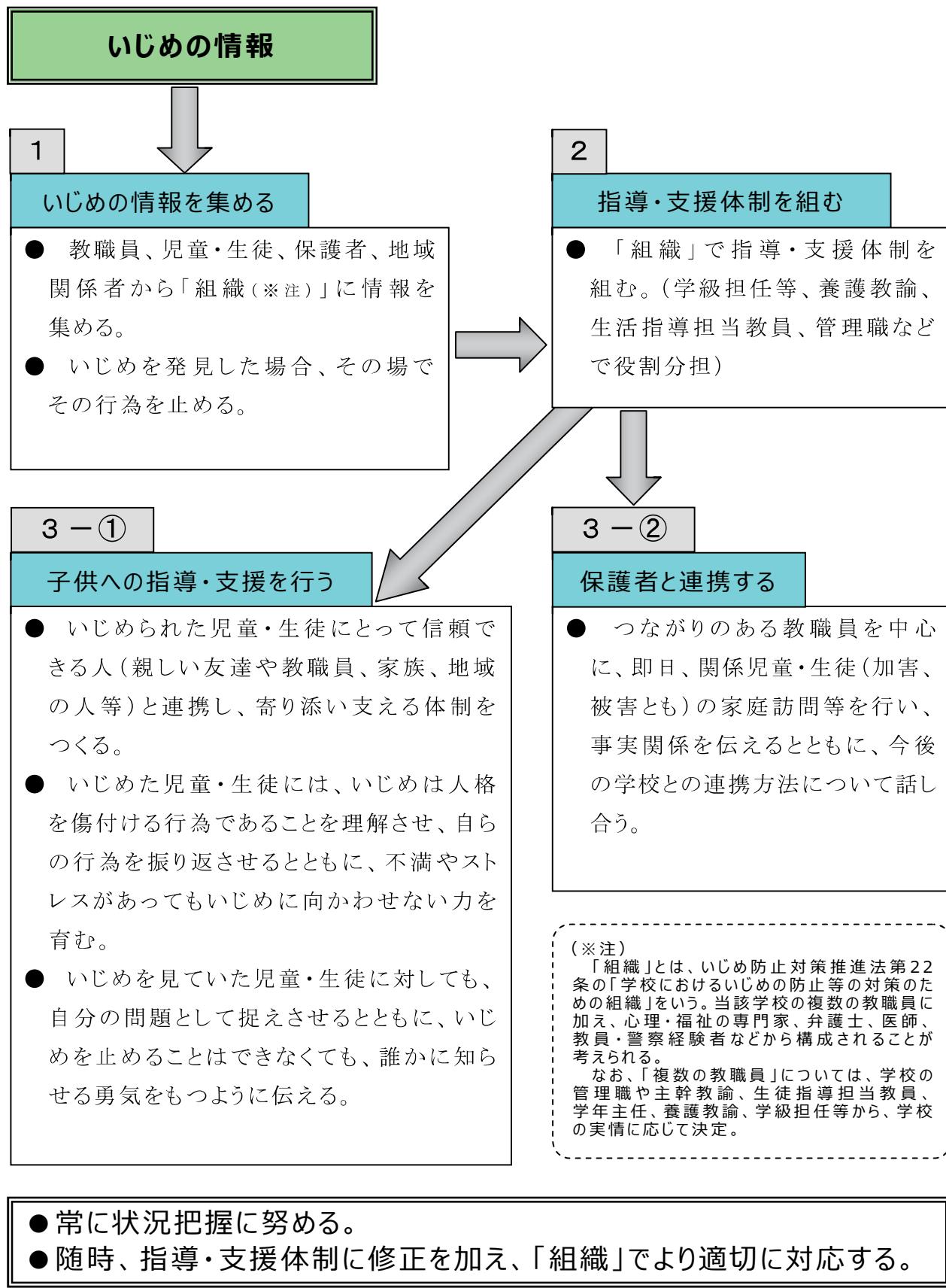
ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

iii) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

6 いじめ発見から解決までの流れ（例）



参考：文部科学省「平成25年度 いじめ防止等に関する普及啓発協議会」資料

